被害届(日本語仮訳)の作成について

平成26年3月14日日本国大使館警備班

当地では、遺失届の作成については必ずしも通訳を必要としませんが、犯罪被害に係る 被害届作成時には必ず通訳者を立てなければなりません。

警察側は通訳者を用意する義務があるものの、当地での日本語を話す通訳者には限りがあり、実務上、盗難等の一般犯罪の被害届作成で通訳者が警察署に来て通訳することは滅多にありません。そのため、被害届を作成するのに何時間も待たされたり、あるいは、自宅に帰ってからメールで被害届を提出する(適正な手続きですが、被害届が手元に届くまで時間がかかる)よう促されるなどの不利益を被るケースが多数報告されています。迅速に被害届を作成してもらうためには、警察が用意する英語の通訳者か、あるいは、自分の知り合いで通訳してくれる人を探すしかありません。

そこで、このたび当館において、警察と協議の上、被害届を作成する警察官からの聴取 事項をハンガリー語・日本語・英語に翻訳した「被害届(日本語仮訳)」を作成いたしまし た。万が一、被害に遭われた場合には、この仮訳に必要事項を記載あるいはチェックし、 警察署に持参することで、警察が用意する英語またはハンガリー語の通訳者を介し、迅速 かつ適切に被害届を作成してもらうことができます。

本仮訳は被害届を作成する警察官及び通訳者の参考資料として活用してもらうためのものであって、本書式をもって被害届とするものではないことについては、あらかじめご注意いただくようお願いいたします。

被害に遭わないことを第一義としつつ、万が一被害に遭遇した場合に、その後の迅速かつ適切な手続きの一助となるための資料であることをご理解いただきますようお願いいたします。